

千葉大学大学院人文公共学府における学位論文審査基準

<学位論文が満たすべき基準、審査委員の体制、審査の方法、および審査項目>

○博士前期課程

学位論文は、次のような基準により審査されます。

【人文科学専攻】

修士学位論文は、人文科学に関する内容で、客観性、普遍性、論証性などを備え、研究倫理に反することなく、学術論文として論理的にまとめられていること。

【公共社会科学専攻】

修士学位論文は、公共性や社会科学に関する内容で、客観性、普遍性、論証性などを備え、研究倫理に反することなく、学術論文として論理的にまとめられていること。

審査委員会は、主査1名及び副査2名以上4名以内で構成され、修士論文の審査及び最終試験を行うとともに、学位を授与するにあたり付記すべき専攻分野の名称の判定を行います。審査の項目は、以下のとおりです。

【人文科学専攻】内容、客観性、普遍性、論証性、倫理性、論理性。

【公共社会科学専攻】内容、客観性、普遍性、論証性、倫理性、論理性。

○博士後期課程

1. 人文公共学府課程博士

学位論文は、次のような基準により審査されます。

【人文公共学専攻】

①学位論文が、先行する研究成果を正しく踏まえたうえで、十分な資料やデータを駆使し、「厳密な論理」と「独創性」によって導かれ、当該研究分野に対し、「新規性」のある知見を付与するものであること。

②学位論文提出者が、研究における十分な「倫理性」を有し、自立した研究者として活躍しうる高度で公共的な研究能力を発揮し得ることが認められる論文であること。

③学位論文提出者が、高度で公共的な専門的業務を遂行するに必要な能力と学識、倫理観を有すると認められる論文であること。

審査委員会は、以下のカテゴリーにおける各1名以上の本学府教員によって組織します。

- 一 研究指導教員
- 二 提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の教員
- 三 一、二以外の学術領域の教員

ただし、5名を超えないものとし、少なくとも1名は研究指導教員の外から選任します。主査1名を置き、他は副査とします。審査にあたって必要ならば、千葉大学大学院の他の研究科の教員、他大学の大学院や研究所等の教員等の協力を得ることがあります。

審査委員会は、提出された学位論文が基準①から③をすべて満たすかどうか審査します。ま

た、学位論文を中心とする口頭または筆答による最終試験を行います。さらに、学位を授与するにあたり付記すべき専攻分野の名称の判定を行います。

2. 人文公共学府論文博士

学位論文は、次のような基準により審査されます。

- ①学位論文が、先行する研究成果を正しく踏まえたうえで、十分な資料やデータを駆使し、「厳密な論理」と「独創性」によって導かれ、当該研究分野に対し、「新規性」のある知見を付与するものであること。
- ②学位論文提出者が、研究における十分な「倫理性」を有し、自立した研究者として活躍しうる高度で公共的な研究能力を発揮し得ることが認められる論文であること。
- ③学位論文提出者が、高度で公共的な専門的業務を遂行するに必要な能力と学識、倫理観を有すると認められる論文であること。

審査委員会は、提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の教員3名およびその他の学術領域の教員2名をもって組織します。主査1名および副査2名を置きます。審査にあたって必要ならば、千葉大学大学院の他の研究科の教員、他の大学院や研究所等の教員等を審査委員に含むことがあります。

審査委員会は、論文発表会を開催し、提出された学位論文が基準①から③をすべて満たすかどうか審査します。また、学位論文の内容を中心として、これに関連する専門科目及び外国語（2種類）について、学位論文提出者に通知し、口頭または筆答により学力の確認を行います。さらに、学位を授与するにあたり付記すべき専攻分野の名称の判定を行います。